

# 事業用自動車事故調査報告書 概要

## ～中型トラックの追突事故～

(山口県下松市)

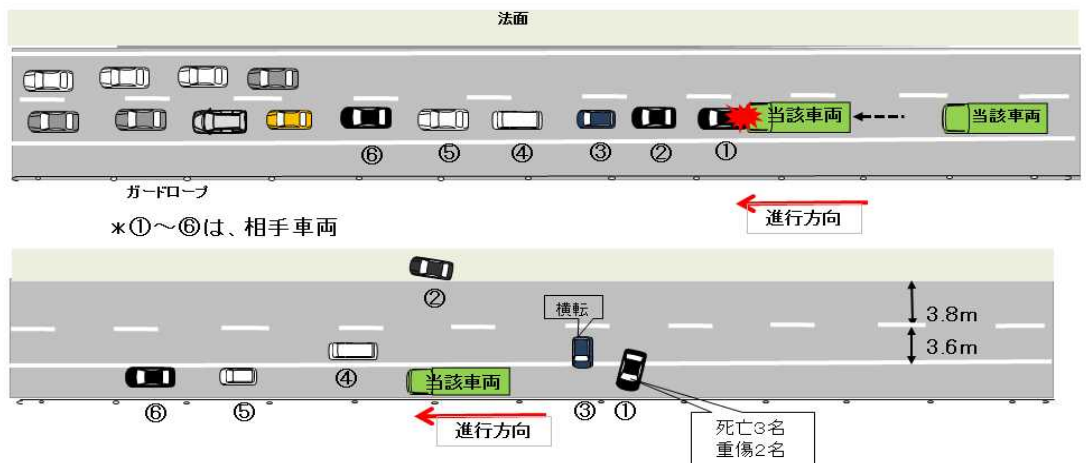
### 事故概要

平成28年5月3日21時39分頃、山口県下松市の山陽自動車道下り線において、食品約2,000kgを積載した中型トラックが片側2車線の第1通行帯を走行中、渋滞で停止中の車列に追突し、合計7台の車両が関係する追突事故が発生した。

この事故により、中型トラックに追突された乗用車の乗員3名が死亡し、2名が重傷を負うとともに、関係車両の乗員1名が重傷を、4名が軽傷を負った。



### 事故状況図



### 原因

- ・ 当時、事故等により最高速度が50km/hに規制されていたにもかかわらず、運転者が、約90km/hの高速度で**漫然と進行**し、かつ、何らかの要因で**一定時間前方不注視**の状態に陥ったため、渋滞により停止中の車列が目前に迫っていることに気付かなかったことで起きたものと考えられる。
- ・ 当該事業者においては、運転者の労働時間を全く把握しておらず過労運転防止の措置を講じていないこと、グループ企業の社員である運行管理者も果たすべき業務をほとんど行っていないことなど**運行管理体制が全く機能していなかった**と推定されるほか、安全運転に関する指導教育を行っていないなど、**事業者としての義務を果たしていなかったもの**と推定され、このように事業者において同運転者の安全運転に関する意識の徹底が図られていなかったことが、結果として事故につながったと考えられる。

### 再発防止策

- ★ 事業者は、輸送の安全を確保する上で、次に掲げた取組を徹底する必要がある。
  - ・ 運転者に対し、**指導監督告示**に基づいた**適切な指導及び監督**を行うこと。
  - ・ **適切な運行管理体制を構築**した上で、運行管理者に対し、業務の的確な処理及び運行管理規程の遵守について、**適切な指導及び監督**を行うこと。
- ★ 国土交通省は、運行管理体制が形骸化し機能していない事業者が見過ごされることのないよう、グループ点呼を実施する旨の報告のあった事業者については、その実態を把握し、必要に応じ、適正な運用がなされるよう是正させるなど、適切な措置を講じる必要がある。